

第3次 星が丘公民館振興計画

～地域みんなの いこいの場・仲間づくりの場に～
(計画期間 令和6年度から令和15年度)



令和6年3月改訂

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
【基本計画（計画期間：令和6年度～令和15年度）】	
I 運営目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II 基本理念～こんな公民館をめざします～	2
【実施計画】	
III 重点目標～基本理念達成に向けての行動指針～.....	4
〔計画期間：令和6年度から令和10年度〕	
IV 活動計画～重点目標に基づいた取り組み～	5
〔計画期間：令和6年度から令和8年度〕	
【組織】	
星が丘公民館事業推進体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
V 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
VI 館長・職員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
【評価・改訂】	
VII 評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
VIII 改訂・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
【その他】	
別紙 事業評価シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

はじめに

公民館は、社会教育法第二十条で、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定められた公共の教育機関です。

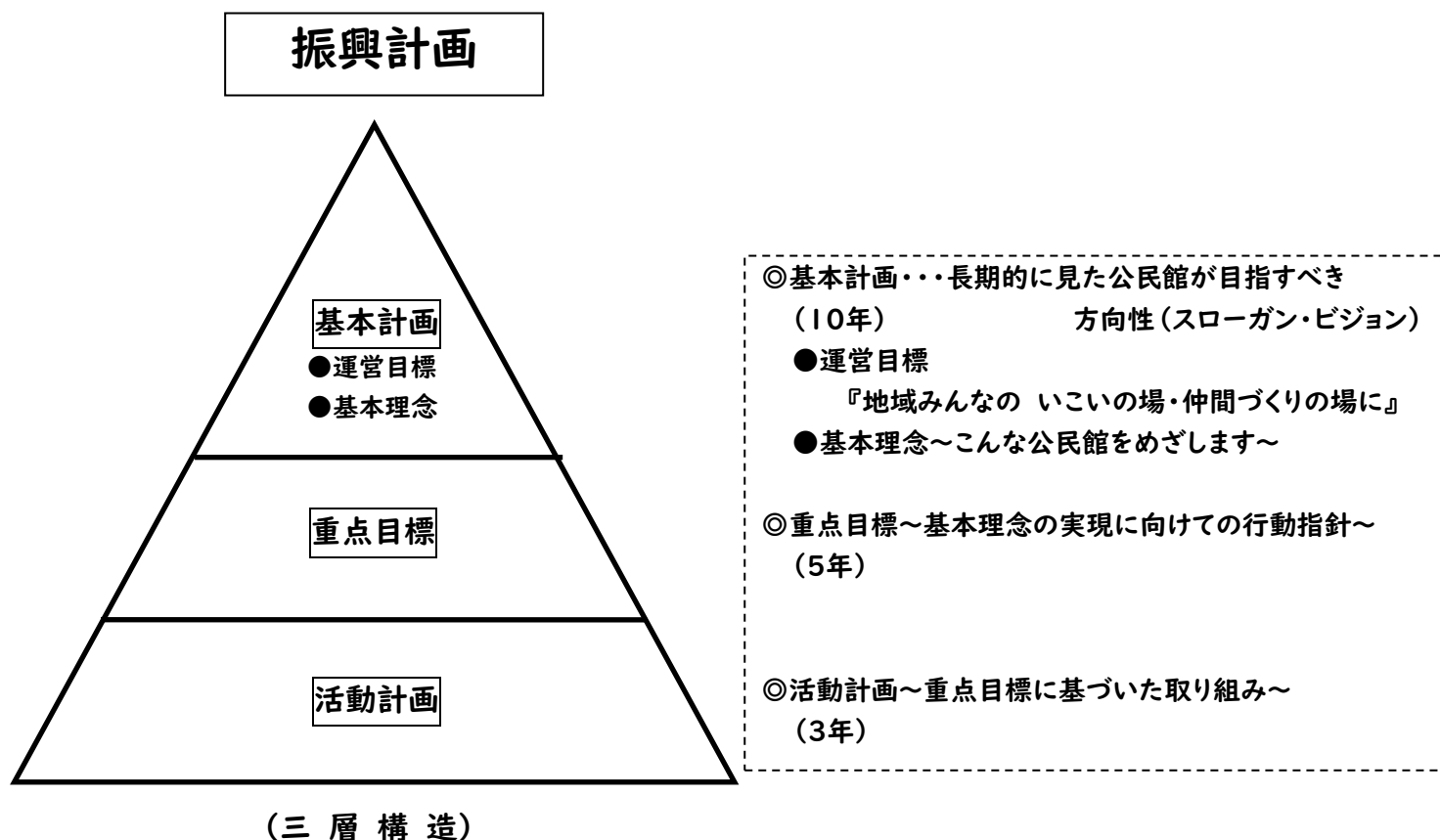
この法律に基づき、昭和33年、星が丘小学校の講堂の一部を借用して星が丘公民館は誕生しました。

その後、昭和57年に現在の建物が建設されて独立公民館となり、以来、地域の様々な活動の拠点としての役割を果たし、平成20年には創立50周年を迎えることが出来ました。

一方、平成14年度から始まった公民館改革により諮問機関であった運営審議会は、地域住民がより一層主体的に公民館運営に参画し、「公民館における各種事業の企画実施等、公民館の運営について協議し、推進する」機関である運営協議会へと切り替えられ、より地域に根ざした公民館への転換が図られました。

また、各公民館で「公民館振興計画」を策定することとなり、星が丘公民館では平成17年に振興計画を策定し、その後、平成27年に改訂を行い、その計画の実現を目指して活動を進めてまいりました。

今回の改訂は、地域住民の長年の念願であった公民館の長寿命化改修工事が実施され、令和6年4月より新たな公民館が開館するにあたり、これまでの公民館活動を振り返るとともに、新たな公民館の将来像を描くために行うものです。



基 本 計 画

(計画期間:令和6年度から令和15年度)

I 運営目標

公民館の設置目的や星が丘地区の現状及び課題等を基に、振興計画の改訂に取り組みました。そして、引き続き、星が丘公民館の今後10年間の運営目標を

『地域みんなの いこいの場・仲間づくりの場に』

と定めて、振興計画を改訂いたしました。

なおこの第3次振興計画は、令和6年3月の運営協議会において承認されたものです。

II 基本理念～こんな公民館をめざします～

運営目標を達成するための方向性を示すものとして、基本理念を次のとおり定めます。

1. 出会い・ふれあい・仲間づくりの拠点に

これまで公民館は、地域の様々な年代の方が、公民館事業やサークル活動をとおして、出会い、ふれあい、仲間づくりの場となってきました。

こうした公民館の役割を今後も果たしていけるよう引き続き、地域の子どもからお年寄りまで、誰でも、いつでも、気軽に利用でき、色々な人と出会い、ふれあい、ホッとしながら仲間づくりができる、そんなたまり場のような公民館をめざします。

2. 豊かな文化・芸術に触れ、地域文化創造の拠点に

子どもからお年寄りまで、誰もが質の高い文化や芸術にふれ感動し、学び、自らを高めることができるような、地域の文化を醸成し、地域文化の創造拠点となるような公民館をめざします。

3. 学びあい、話し合いをとおして、地域の絆を深める場に

個人や自治会、サークル等、様々な団体やその構成員が、生活や活動の中から出てきた地域の課題について学びあい、解決に向けての話し合いをとおして、地域の絆が深まっていく。そのような地域づくりの拠点としての公民館をめざします。

4. 魅力ある事業を創り出し、地域の誰からも親しまれ、利用される公民館に

地域の施設や人財とこれまで以上に連携し、星が丘ならではの特色ある事業を創り出し、子どもからお年寄りまで、誰もがつどえる公民館をめざします。

また、座学のみではなく、体験型（ワークショップやフィールドワーク等）の事業を通じて、地域の新たな魅力が発見できる公民館をめざします。

5. 地域みんなの、心と身体健康づくりの場に

誰もが自分の健康に関心を持ち、実践できるような気軽なスポーツや健康体操、講習会等を提供して、地域みんなの健康づくりの場となれるような公民館をめざします。

6. 次世代を担う若者世代が活躍できる場に

中高生や大学生をはじめとする学生等、次世代を担う若者世代が、参加者としてだけでなく、企画者や運営者として公民館事業等に関わることができる公民館をめざします。

7. 学んだことを生かし、誰もが活躍できる場に

個人やサークル等で学んだ成果を地域に発信・発表したり、共有したりしながら誰もが活躍できる場を提供する公民館をめざします。



昭和34年当時の星が丘小学校講堂
(星が丘公民館の看板が掲げられている(入口右側))



木造公民館時代(年代不詳)

実 施 計 画

(計画期間)

- ①重点目標:令和 6 年度～令和 10 年度
- ②活動計画:令和 6 年度～令和 8 年度

Ⅲ 重点目標～基本理念の実現に向けての行動指針～

基本理念を実現するための5年間の行動を示すものとして、次のとおり重点目標を定めます。

1. 出あい・ふれあい・仲間づくりの拠点に

- 公民館が地域住民の出あい・ふれあい・仲間づくりの拠点となるよう、子どもから高齢者まで、誰でもが気軽に参加でき、また仲間づくりや異世代交流の場となるような事業を幅広く展開します。
- 子どもからお年寄りまで、誰もが気軽につどい、勉強に励んだり会話を楽しめるように、公民館内の開放的な場づくり、雰囲気づくりを推進します。
- 予約がなくても、誰でも気軽にミーティングできる場を提供します。

2. 豊かな文化・芸術に触れ、地域文化創造の拠点に

- 質の高い文化・芸術に触れる事業を展開します。
- 地域を大切にする意識を醸成するため、座学のみではなく、体験型（ワークショップやフィールドワーク等）の学習をとおして地域を学ぶ事業を推進します。
- 地域の文化・芸術活動に携わる方々と連携し、公民館が地域文化創造の拠点になるような事業を推進します。

3. 学びあい・話し合いをとおして、地域の絆を深める場に

- 星が丘、千代田、横山の各地区から専門委員を選出し、地域の声を生かした専門委員会の活動を推進します。
- 地域住民が主体となって企画・運営する学級や講座・講習会の創造と充実に努めます。
- 自治会連合会、社会福祉協議会等と連携し、地域の課題解決に向けてのまちづくりに参加します。

4. 魅力ある事業を創り出し、地域の誰からも親しまれ、利用される公民館に

- こどもセンターや学校・PTA等と連携した事業を推進します。
- 若い人のニーズを捉え、魅力を感じてもらい、参加したくなるような事業を推進します。
- 子どもからお年寄りまで、誰もが主人公になれる事業を展開します。
- 地域住民のニーズを捉え、地域の人財と協働して、地域色豊かな事業を展開します。

5. 地域みんなの、心と身体健康づくりの場に

- 子どもからお年寄りまで、誰でもが気軽に参加できるスポーツ事業を展開します。また、健康づくり普及員やわかな会と連携して、健康体操や食育講習会等の事業を推進します。

6. 次世代を担う若者世代が活躍できる場に

- 地域の中学校や、近隣の高校、市内大学等と連携して、学生等が指導役となった事業を展開します。

7. 学んだことを生かし、誰もが活躍できる場に

- 公民館まつりをはじめ、館内展示スペースの活用など、サークル活動等の発表の場を積極的に提供します。
- こどもまつりや家庭教育支援事業、成人学級、高齢者学級など、子どもからお年寄りまで、誰もが事業の企画から運営まで関わるができる事業を展開します。
- 個人やサークルで学んだ知識を地域へ還元する自主企画提案事業を展開します。
- 公民館事業を通じて、自己実現・成功体験できる場を提供します。

【注】 ※「推進します。」・・・現在、事業実施できておらず、今後、実施したいもの。 「展開します。」・・・現在、事業実施しているが、より一層広く取り組みたいもの。
--

IV 活動計画～重点目標に基づいた取り組み～

重点目標に基づく各分野等の策定後3年間の具体的な取り組みとして、次のとおり活動計画を定めます。

1. 出あい・ふれあい・仲間づくりの拠点に…【重点目標1～7】

- 公民館事業を通じて地域住民が出あい、ふれあい、そして仲間づくりができるよう幅広く事業を展開します。
- また、子どもから高齢者まで、誰でもが気軽に参加でき、また異世代交流の場となるような事業を展開します。

2. 学習文化活動…【重点目標1～4】

- アンケートの結果から、音楽、歴史、文学の各事業のニーズが高いことから、この3つを柱にして、事業を展開します。
- 施設がリニューアルすることから、比較的著名な奏者を招いて音楽講座を有料で実施します。
- 座学のみではなく、体験型（ワークショップやフィールドワーク等）の講座も実施します。
- これまでの事業内容を工夫して、事業への参加が比較的少ない男性や若い方、また親子でも参加したくなるような事業を実施します。

3. スポーツ・健康づくり活動…【重点目標1・3～5】

- ニュースポーツとして、ボッチャとバウンズボールの普及を進め、大会を開催します。
- 地域スポーツ振興のため、体育委員の充実を図ります。

- 参加者アンケートを実施するなど、地域住民の意見を反映させながら体育事業を実施します。
- 体育委員と健康づくり普及員が連携して、健康づくり事業の充実に努めます。
- わかな会と公民館とが連携し、食育講座の充実に努めます。

4. 青少年活動・・・【重点目標1～4・6・7】

- 小学生を対象とした事業をさらに充実させ、小学校卒業後も公民館に気軽に来てもらえるように取り組みます。
- 子どもたちが主体的に考え実施する事業を、関連団体等と協力しながら実施します。

5. 広報活動・・・【重点目標3】

- 館報を編集する館報編集委員を星が丘、千代田、横山の各地区から募集し、館区内の情報収集能力を高めます。
- ホームページは、その特性を生かすため、月に1回以上は更新・編集を行なっています。
- X やInstagram、YouTube など SNS を活用して、積極的に情報を発信していきます。
- ロビーで各種情報提供や事業結果の掲示を行うなど、館内での広報活動を積極的に行います。

6. 利用団体・サークル活動・・・【重点目標1・7】

- 利用者協議会の組織を強化し、公民館まつり等の事業をより活発にしています。
- 地域の皆さんが気軽に見に来られるような発表の場を実施しています。
- 公民館のロビーや交流ラウンジ、壁面等を利用して、作品の展示等を積極的に行います。

7. 高齢者学級・成人学級・家庭教育支援講座等・・・【重点目標1～4・7】

- 委託学級（高齢者・成人）や実行委員会形式の事業（家庭教育支援講座等）は、企画・運営を担う新たな人財の発掘に努めます。
- 高齢者学級や成人学級は、新たな学級生の発掘につながる学習内容や開催時間等について、準備委員会等と協議しながら企画します。
- 家庭教育支援事業は、企画・運営する実行委員会を更に充実させるとともに、より現代的ニーズの高い学習内容になるよう実行委員と協議しながら企画します。

※準備委員会・・・委託学級の企画、立案を行う組織。学級を企画する段階で一般公募する。

※実行委員会・・・委託事業として事業を実施する場合（委託学級を除く）の企画・立案・運営を行う組織。

8. その他の事業・・・【重点目標1～7】

- 公民館職員が持つスキル等を生かし、地域課題や生活課題、今日的課題等を取り上げた事業を展開していきます。

9. 学社連携・地域連携活動…【重点目標1・4・6】

- 小学生が、学校教育の一環で学習する「公民館」を訪問することをきっかけに、小学生にとって、もっと身近な存在になるよう努めます。
- 公民館が持っている地域の情報と、学校教育が求めている地域情報のマッチングを公民館職員等が促進します。

10. 図書活動…【重点目標1】

- 身近な図書室として、地域住民のニーズや要望の高い選書に努めます。
- 図書室で厳選した対象者別の「おすすめ本」の紹介をします。
- 公民館事業と連携した図書活動を展開します。
- 新たに設置する読み聞かせコーナーの運営を充実させます。
- 館報やホームページ、X、Instagram、YouTube 等で、図書室の情報を積極的に地域に発信します。

11. 施設・設備の管理・提供…【重点目標1】

- ロビーや交流ラウンジ等は、誰もが気軽に利用しやすい雰囲気づくりに努めます。
- クールシェア・ウォームシェアの実施場所として、積極的に施設を提供します。
- ロビーや交流ラウンジ等でサークルの作品展示を行うなど、施設の活用を推進します。
- 小学校の夏休み期間中に、「星が丘自習室」として学習ルームを積極的に開放します。
- 改修を機に整備したプロジェクターやスポットライト、壁面鏡等が積極的に活用されるよう利用者にPRします。



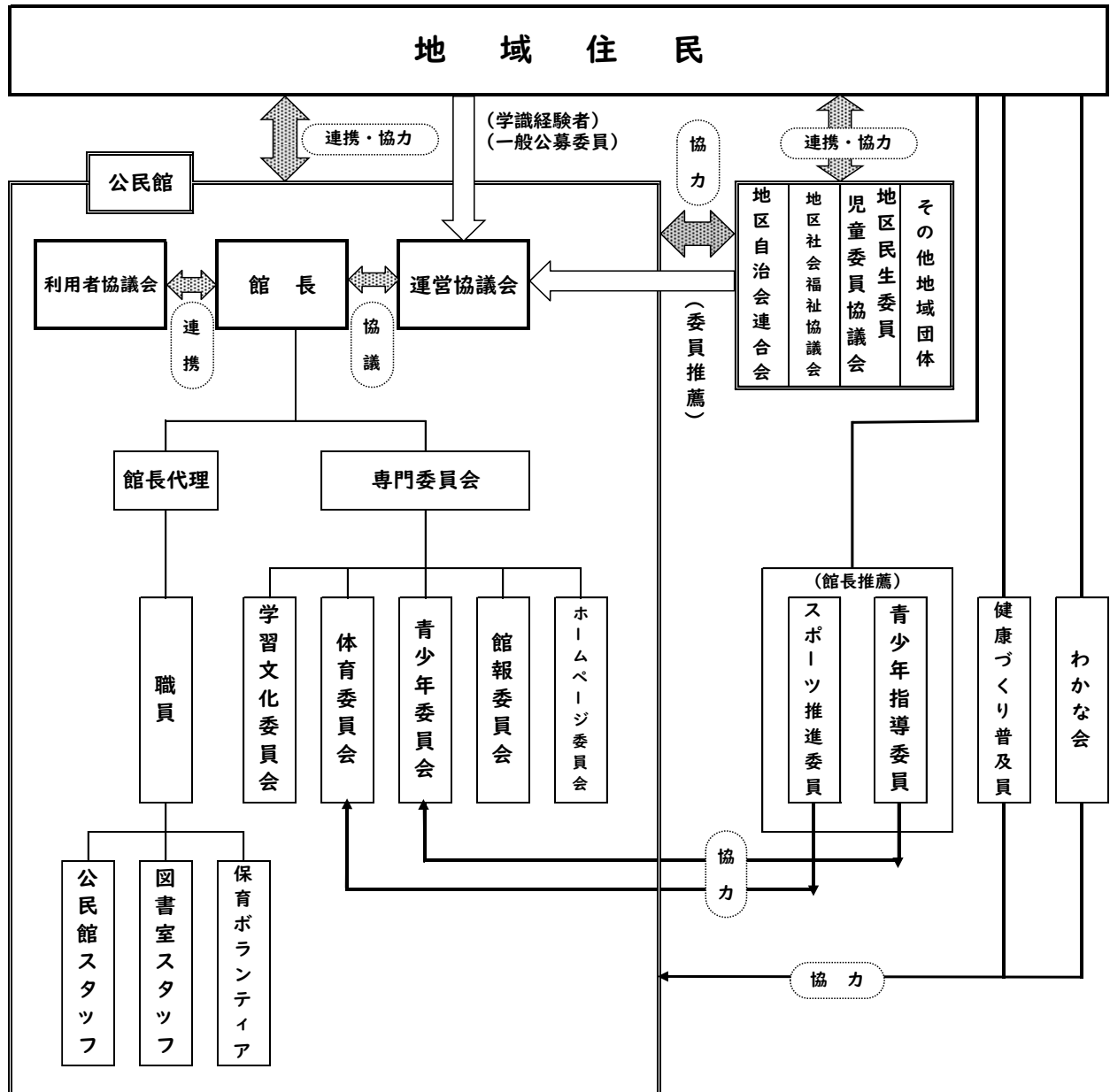
リニューアルオープン記念事業テープカット
(令和6年4月13日挙行)



リニューアルオープン記念イベント

組 織

星が丘公民館事業推進体系図



- 館長は、館区内在住の地域住民の中から運営協議会が推薦し、教育委員会から委嘱されます。
任期は1期3年ですが、連続して3期9年まで務めることができます。
- 運営協議会委員は公民館長と小学校やこどもセンター、館区内の各種団体等からの推薦者及び学識経験者並びに公募委員で構成されており、教育委員会から委嘱されます。
任期は1期2年ですが、連続して5期10年まで務めることができます。
- 各専門委員は教育委員会から委嘱されます。任期は1期2年で再任の限度はありません。
- スポーツ推進委員（定数8名）、青少年指導委員（定数7名）は館長が推薦し、市長から任命される非常勤特別職で、公民館活動以外にも市内でそれぞれの活動をしています。
- 健康づくり普及員は、市（保健所）が開催する養成講座を受講した方を市が委嘱し、各公民館区エリアを拠点に、子どもから高齢者を対象に、健康づくり事業を行っています。
- 食生活改善推進団体わかな会は、市（保健所）が開催する養成講座を受講した方を推進員として市が委嘱し、市内各地域で、食生活を中心に地域に根付いた健康づくり活動をしています。
- 委託学級準備委員会とは、委託学級の企画、立案を行う組織。学級を企画する段階で委員を一般公募しています。
- 運営委員会とは、委託学級の準備委員会が企画、立案した事業を実施する際に、学級生から委員を選出して組織しています。主に学級の運営を行います。
- 実行委員会とは、委託事業として事業を実施する場合（委託学級を除く）の企画・立案・運営を行う組織です。

V 推進体制

活動計画を実行する推進体制は、次のとおりとします。

なお、公民館の組織を分かりやすくするため、前頁に記載のとおり事業推進体系図を定めます。

また、振興計画に定める各施策の達成度合いや事業の評価結果等により、必要に応じて運営協議会の委員構成や、専門委員会をはじめとする公民館の組織構成を見直します。

1. 学習文化委員会

○学習文化委員を中心に、事業協力者（ボランティア）とともに、事業を推進していきます。

2. 体育委員会

- スポーツ推進委員（定数8名）と各地区からの協力者を体育委員として委嘱するとともに、各自治会推薦の自治会体育責任者で、スポーツ・レクリエーション事業を推進していきます。
- 自治会との連絡・連携をこれまで以上に行い、スポーツ・レクリエーション事業が円滑に実施できるようにします。

3. 青少年委員会

○青少年指導委員と活動経験者を中心に、小学生のニーズを的確に捉え、参加したくなる事業を展開します。

4. 館報委員会

○館報編集委員が主体となって取材を行い、地域話題や公民館の事業報告など、地域住民が読みたくなる紙面作りを推進します。

5. ホームページ委員会

○ホームページ委員が主体となって、その特性をいかしてタイムリーな情報の提供に努めます。

6. 利用者協議会

- サークル活動がより活性化するよう、公民館と連携・協議します。
- サークル活動で習得した技術や知識を積極的に発表したり、講師となって講習会等を実施するなど、地域にフィードバックするよう、会員に呼びかけます。（館内での展示やステージでの発表、自主企画提案事業の実施等）

7. 実行委員会・委託学級運営委員会等

○同じ学習課題を持つ地域住民が、自ら学習プログラムを企画できるよう事業別の実行委員会の組織化を強化します。

- 地域住民が学習プログラムを実施するために組織化した委託学級等の運営委員会の活動を積極的に支援します。

※運営委員会・・・委託学級の準備委員会が企画、立案した事業を実施する際に、学級生から委員を選出して組織する。学級の運営を行う。

8. 図書室

- 図書室スタッフが専門的な知識を習得するため、図書館等で実施する研修に積極的に参加します。
- 図書室スタッフが中心となり、図書室利用者の年齢や貸出状況等を把握し、よりニーズの高い本を選書します。
- 新たに設置する読み聞かせコーナーの運営を充実させるため、公民館職員と図書室スタッフが連携して、運営方法について協議、研究します。

VI 館長、職員の役割

星が丘公民館が「地域みんなの いこいの場・仲間づくりの場」になるため、また振興計画に定めた各施策を達成させるため、館長及び公民館職員の役割を、次のとおり定めます。

1. 公民館長

- 公民館長は、地域と公民館をつなぐ役割を担うため、地域と社会教育への深い理解を基に、公民館が地域づくり、学びの拠点としての役割を発揮できるように、公民館運営を行います。

2. 公民館職員

- 公民館職員は、地域住民等とコミュニケーションを図りながら、社会教育に関する専門的な知識に基づき、学習支援者として地域住民が企画・立案、実施に向けた学習プログラムや学習方法の効果的な編成、組立などに対して、助言・指導するなどの役割を果たします。
- 公民館での学習機会等を通じて、各種地域団体や住民を結び付ける「地域づくりのコーディネーター」としての役割を果たすよう自己研鑽を行います。

評 価・改 訂

Ⅶ 評価

振興計画の取り組み状況や進捗の確認及び評価並びに改訂等については、定期的に専門委員会等の実施主体や公民館、運営協議会等で実施、協議、検討していくこととします。

なお、詳細は事項のとおりとします。

1. 事業に対する評価

(1) 評価対象事業

- 委員会等で実施した各事業の評価を行います。評価対象は概ね1万円以上の予算（謝礼、消耗品等）を執行した事業とし、翌年度以降の事業計画の参考とします。
- 事業評価を行わない事業については、年間事業計画を策定する中で、担当委員会や運営協議会等が評価・見直しを行います。

(2) 評価方法

- 別紙「星が丘公民館事業評価シート」に基づき、各担当委員会等及び公民館が評価を行います。
- 評価を行った後、直近の運営協議会に評価内容を報告し、運営協議会委員が評価の適正性を協議します。
- 必要に応じて、運営協議会から担当委員会等へ意見を付し、次年度の事業実施の参考にします。

2. 活動計画に対する評価

(1) 評価時期等

- 本計画策定後3年ごとに、達成度を評価します。
- 評価については、担当委員会等と運営協議会が協議して実施します。
- 目標を達成した活動計画については、継続も含め新たな計画を担当委員会等が検討し、運営協議会の了承を得て決定します。
- 未達成の活動計画については、担当委員会等が見直しも含め目標達成に向けた対策を講じます。なお、必要に応じて目標達成のための対策について、運営協議会が担当委員会等へ意見等を付します。

(2) 評価の視点

- 活動計画で定めた各項目についての実施状況や事業展開、目標達成のための事業内容の最適性、参加者等の満足度、新規の参加者や担い手の発掘、公民館利用者数の変動等を総合的に判断して、評価するものとします。

3. 重点目標に対する評価

(1) 評価時期等

- 本計画策定5年後に、達成度を評価します。
- 評価については、担当委員会等と運営協議会が協議して実施します。

- 目標を達成した重点目標については、継続も含め新たな計画を担当委員会等が検討し、運営協議会の了承を得て決定します。
- 未達成の重点目標については、担当委員会等が見直しも含め目標達成に向けた対策を講じます。なお、必要に応じて目標達成のための対策について、運営協議会が担当委員会等へ意見等を付します。
- 令和11年度以降の目標に対する活動については、次期振興計画の改訂作業に合わせて、評価を行います。なお、評価結果は次期振興計画改訂の際の参考とします。

(2) 評価の視点

- 重点目標で定めた各項目についての実施状況や事業展開、目標達成のための事業内容の最適性、参加者等の満足度、新規の参加者や担い手の発掘、公民館利用者数の変動等を総合的に判断して、評価するものとします。

4. 基本理念に対する評価

(1) 評価時期等

- 次期振興計画の改訂作業に合わせて、基本理念の達成度を評価します。なお、評価結果は次期振興計画改訂の際の参考とします。
- 評価は、担当委員会等と運営協議会が協議して実施します。

(2) 評価の視点

- 基本理念で定めた各項目についての実施状況や事業展開、目標達成のための事業内容の最適性、参加者等の満足度、新規の参加者や担い手の発掘、公民館利用者数の変動等を総合的に判断して、評価するものとします。

VIII 改訂

- 振興計画は10年間の計画であることから、本計画策定10年後を目安に改訂し、令和16年度から第4次計画を施行します。
- 振興計画の改訂作業は、運営協議会が判断する適切な時期に開始します。
- 改訂作業は、運営協議会委員等で構成する「星が丘公民館振興計画改訂作業部会」を組織し、実施します。
- 作業部会での検討結果を運営協議会に報告し、了承を得て、新たな振興計画（第4次）が決定するものとします。

星が丘公民館 事業評価シート

事業名							
担当委員会等		共 催					
振興計画上の位置づけ							
事業の主旨・目的							
実施日時	令和 年 月 日() 午前 午後 時 分 から 午前 午後 時 分まで						
会 場 等							
事業内容							
講 師 指 導 者等							
対 象 者							
参加者数	人 (男性 人 ・ 女性 人)						
費 用 等	参加費: 円 講師謝礼: 円 その他経費: 円						
評 価 反 省	項 目	内 容	評 価	第1次評価	第2次評価		
	1 企 画	(1)企画内容が事業の主旨・目的に適合していたか	適合していた 改善を要する	☐ ☐	☐ ☐		
		(2)実施方法(学級・講座・講習会等)は適切であったか	適切であった 改善を要する	☐ ☐	☐ ☐		
			(1)参加者へ事業の趣旨・目的は伝えられたか	伝えられた 改善を要する	☐ ☐	☐ ☐	
		2 運 営	(2)講師等の打合せ、内容確認等は適切であったか	適切であった 改善を要する	☐ ☐	☐ ☐	
	(3)準備・段取りは十分であったか			適切であった 改善を要する	☐ ☐	☐ ☐	
	(4)事業スタッフの人数は適切であったか		スムーズな運営が出来た 何とか対応できる人数であった 人手不足であった	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐		
			3 ねらいの到達度	(1)事業への申し込み、参加者数は	定員どおり 定員未満	☐ ☐	☐ ☐
				(2)当事業への新たな参加者は	いた いなかった	☐ ☐	☐ ☐
					(3)参加者の満足度は	満足した 不満の参加者がいた	☐ ☐
	(4)参加者同士の交流は			大いに交流した 交流がなかった	☐ ☐	☐ ☐	
				(5)事業の主旨・目的が達成できたか	達成できた 次の事業への手がかりができた できなかった	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
		4 事業の継続性	来年度以降も継続して実施する 来年度以降実施しない 今後検討		☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	
	総合評価		第1次評価		適切 ☐ ・ 要検討 ☐		
			第2次評価	適切 ☐ ・ 要検討 ☐			

* 第1次評価者＝事業実施実行委員会、専門委員会等

* 第2次評価者＝公民館(館長等)

* 総合評価が1次評価と2次評価で相違した場合は、1次評価の代表者と公民館職員で協議を行う。

* 事業評価シートは運営協議会に報告する。

特記事項(課題、改善案、申し送り事項等)

第3次星が丘公民館振興計画改訂作業関係者名簿

運営協議会		
No	構成団体名等	改訂作業部会 構成員
1	星が丘公民館長	○
2	星が丘小学校	
3	星が丘こどもセンター	
4	星が丘地区自治会連合会(2名)	
5	星が丘地区社会福祉協議会	○
6	星が丘地区老人クラブ連合会	
7	星が丘公民館区青少年健全育成協議会	
8	星が丘小学校 PTA	
9	星が丘地区民生委員児童委員協議会	○
10	交通安全協会(星が丘地区・千代田地区)※ 委嘱ごとに交互	
11	星が丘地区交通安全母の会	
12	第四分団第四部消防後援会	
13	星が丘地区スポーツ推進委員協議会	
14	星が丘地区青少年指導委員協議会	
15	星が丘地区健康づくり普及員協議会	
16	星が丘公民館利用者協議会(2名)	○(1名)
17	公募委員(5名)	○(2名)
18	有識者(2名)	
専門委員会		
No	委員会名	改訂作業部会 構成員
1	学習文化委員会	○
2	体育委員会	○
3	青少年委員会	○
4	館報委員会	○
5	ホームページ委員会	○

第3次星が丘公民館振興計画
～地域みんなの いこいの場・仲間づくりの場に～
(計画期間 令和6年度から令和15年度)

相模原市立星が丘公民館
〒252-0238
相模原市中央区星が丘3丁目1番38号
電話 042-755-0600
FAX 042-755-0641

令和6年3月



公式ホームページ



公式 X



公式Instagram